

様式第一号

法人名 社会医療法人社団至誠会
所在地 福岡市博多区千代2丁目13番19号

※医療法人整理番号 14

貸 借 対 照 表
(令和 6年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	934,133	I 流 動 負 債	455,075
現金及び預金	534,046	買 掛 金	35,379
事業未収金	385,229	短 期 借 入 金	200,000
未 収 入 金	2,209	一年以内返済長期借入金	21,225
た な 卸 資 産	10,421	一年以内支払長期未払金	12,429
立 替 金	1,176	未 払 金	82,265
役職員短期貸付金	1,000	未 払 法 人 税 等	965
前 払 費 用	2,129	未 払 消 費 税 等	3,893
仮 払 金	220	前 受 金	152
貸倒引当金	△ 2,300	仮 受 金	0
II 固 定 資 産	3,745,341	預 り 金	30,152
1 有 形 固 定 資 産	3,601,475	賞 与 引 当 金	68,610
建 物	2,411,320		
構 築 物	24,901	II 固 定 負 債	2,871,622
医療用器械備品	64,530	長 期 借 入 金	2,485,119
その他の器械備品	29,905	長 期 未 払 金	9,352
車両及び船舶	1,243	退職給付引当金	284,567
リース資産	56,265	役員退職慰労引当金	92,583
一括償却資産	4,504	負 債 合 計	3,326,697
土 地	1,008,803	純 資 産 の 部	
2 無 形 固 定 資 産	12,578	科 目	金 額
ソフトウェア	11,299	I 積 立 金	1,346,888
電話加入権	1,278	設 立 等 積 立 金	124,000
3 その他の資産	131,287	繰越利益積立金	1,222,888
有 価 証 券	9,501	II 評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,888
敷 金	3,000	その他有価証券評価差額金	5,888
会館建設協力金	1,200		
役職員長期貸付金	6,410	純 資 産 合 計	1,352,777
保険積立金	95,604	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,679,474
長期前払費用	15,458		
その他の固定資産	113		
資 産 合 計	4,679,474		

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適當であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式第二号

法人名 社会医療法人社団至誠会
所在地 福岡市博多区千代2丁目13番19号

※医療法人整理番号 1 / 4 /

損 益 計 算 書
(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		2,155,637
2 事業費用		
(1)事業費	2,233,498	
(2)本部費	-	2,233,498
本来業務事業損失		77,861
事業損失		77,861
II 事業外収益		
受取利息	301	301
III 事業外費用		
支払利息	10,800	10,800
経常損失		88,360
IV 特別損失		
固定資産除却損	572	572
税引前当期純損失		88,932
法人税・住民税及び事業税		965
当期純損失		89,898

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名称	社会医療法人社団 至誠会
--------	--------------

- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
② ☒ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
 ☐ 出資額限度法人 ☐ その他
③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地	福岡県博多区千代 2 丁目 13 番 19 号
-------------	-------------------------

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日	昭和 55 年 12 月 9 日
-------------	------------------

(4) 設立登記年月日	昭和 55 年 12 月 19 日
-------------	-------------------

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	木村 寛	医師
常務理事	木村 良子	病院総務
理事	川本 雅彦	病院院長・医師・木村病院管理者
同	永渕 幸寿	医師
同	杉島 昌子	病院看護部顧問
同	菅沼 みどり	看護師
同	大塚 正登	病院事務管理・経営企画部統括部長
同	玉木 英樹	経営有識者・医師
同	田中 哲	税理士
監事	坂口 繁和	弁護士
同	三原 靖	社会保険労務士

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	社会医療法人社団 至誠会 木村病院	4010319491	福岡市博多区千代2 丁目13番19号	一般病床 121床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
該当なし		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年6月30日	令和4年度予算の決定、定款変更
令和5年11月10日	令和5年度中間決算報告
令和6年3月29日	令和6年度の事業計画及び収支予算の決定、役員変更

- 注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

- 注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

(9) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

法人名 社会医療法人社団至誠会
所在地 福岡市博多区千代2丁目13番19号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当ありません									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当ありません							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人社団至誠会

理事長 木 村 寛 殿

私たち（注1）は、社会医療法人社団至誠会の令和5会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年6月21日

社会医療法人社団至誠会

監事

坂口 繁和

監事

三原 靖

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

該当ありません。

2 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

期末日の市場価額に基づく時価法

(2) たな卸資産

最終仕入原価法による原価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法（但し、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備、構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～39年
構築物	11年～50年
医療用器械備品	4年～10年
その他の器械備品	4年～15年
車両及び船舶	2年～6年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

但し、ソフトウェア（法人内使用分）については、法人内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒当金

法人税法（昭和40年法律第34号）における貸倒引当金の繰入限度額相当額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込み額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末日における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、当医療法人は、前々年会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから簡便法による期末自己都合要支給総額を退職給付債務とする方法を採用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職給付に備えるため、役員退職慰労金規程により計算した金額に過去の支給実績を加味して計上しています。

5 消費税及び地方消費税の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式を採用しております。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

該当ありません。

7 重要な会計方針を変更した旨等

該当ありません。

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当ありません。

9 担保に供されている資産に関する事項

担保に供している資産	土地	935,542 千円
担保に供している資産	建物	2,392,657 千円
担保の目的たる負債	短期借入金	200,000 千円
担保の目的たる負債	長期借入金	2,400,000 千円

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

該当ありません。

(2) 個人である関係事業者

該当ありません。

11 重要な偶発債務に関する事項

該当ありません。

12 重要な後発事象に関する事項

該当ありません。

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,281,625 千円

(2) リース取引関係

所有権移転外ファイナンス・リース取引（借主側）

① リース資産の内容

・有形固定資産

主として空調設備（建物）、一般撮影装置（医療用器械備品）です。

・無形固定資産

主としてオラクルソフト（ソフトウェア）です。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

(3) 千円未満の端数については、切捨てる方法により作成しております。

(4) 継続企業の前提に関する重要事象等

当会では5期続けて経常損失を計上しており、現時点においては継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していると認識しております。

当会では当該状況を解消すべく、令和4年会計年度において病床機能の転換や人員整理を実施し、営業損失は大幅に圧縮されました。引き続き、令和5年会計年度以降では、救急受入や地域医療連携の強化を通じて収益性の強化をはかるとともに、バランススコアカード導入を通じて職員の意識改革に着手するなどにより、更なる事業の再構築を進めております。これらの対応策を今後も継続して実施することにより、事業面及び財務面における安定性は確保されるものと考えており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

法人名 社会医療法人社団至誠会

所在地 福岡市博多区千代2丁目13番19号

※医療法人整理番号

純 資 産 変 動 計 算 書

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位:千円)

	積立金			評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
令和5年3月31日 残高	124,000	1,312,787	1,436,787	2,364	-	2,364	1,439,151
会計年度中の変動額							
当期純損失	-	△ 89,898	△ 89,898	-	-	-	△ 89,898
その他の当会計年度の変動額	-	-	-	3,524	-	3,524	3,524
会計年度中の変動額合計	-	△ 89,898	△ 89,898	3,524	-	3,524	△ 86,374
令和6年3月31日 残高	124,000	1,222,888	1,346,888	5,888	-	5,888	1,352,777

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名 社会医療法人社団至誠会

※医療法人整理番号

所在地 福岡市博多区千代2丁目13番19号

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差 引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建物	3,840,356	16,720	271	3,856,807	1,445,483	130,332	2,411,320
	構築物	43,903	-	-	43,903	19,001	1,622	24,901
	医療用器械備品	390,815	18,133	35,324	373,624	309,093	27,368	64,530
	その他の器械備品	177,877	1,804	4,177	175,504	145,599	13,231	29,905
	車両及び船舶	13,477	1,865	-	15,342	14,098	621	1,243
	リース資産	396,612	-	3,011	393,600	337,335	26,140	56,265
	一括償却資産	23,948	547	8,974	15,521	11,016	5,173	4,504
	土地	1,008,803	-	-	1,008,803	-	-	1,008,803
	計	5,895,791	39,069	51,758	5,883,104	2,281,625	204,487	3,601,475
無形 固定 資産	ソフトウェア	108,201	3,245	-	111,446	100,146	3,120	11,299
	リース資産	1,911	-	-	1,911	1,911	159	-
	電話加入権	1,278	-	-	1,278	-	-	1,278
	計	111,389	3,245	-	114,634	102,056	3,279	12,578
その 他 の 資 産	有価証券	5,977	3,524	-	9,501	-	-	9,501
	敷金	3,000	-	-	3,000	-	-	3,000
	会館建設協力金	1,200	-	-	1,200	-	-	1,200
	役員員長期貸付金	5,963	3,294	2,847	6,410	-	-	6,410
	保険積立金	87,840	7,764	-	95,604	-	-	95,604
	長期前払費用	15,985	1,085	1,612	15,458	-	-	15,458
	その他の固定資産	107	6	-	113	-	-	113
	計	120,072	15,673	4,459	131,287	-	-	131,287

1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）
5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

様式第六号

法人名 社会医療法人社団至誠会

※医療法人整理番号

所在地 福岡市博多区千代2丁目13番19号

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	2,300	2,300	-	2,300	2,300
賞与引当金	69,805	68,610	69,805	-	68,610
退職給付引当金	264,411	41,723	21,566	-	284,567
役員退職慰労引当金	86,411	6,171	-	-	92,583

(注) 当期減少額(その他)は、洗替による戻入額です。

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第七号

法人名 社会医療法人社団至誠会

※医療法人整理番号

所在地 福岡市博多区千代2丁目13番19号

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200,000	200,000	0.45	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	7,008	21,225	1.0	—
1年以内に支払予定の 長期未払金	29,956	12,429	1.4	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	2,506,344	2,485,119	0.41	令和34年2月
長期未払金（1年以内に 支払予定のものを除く。）	21,534	9,352	1.4	令和9年3月
合 計	2,764,842	2,728,125	—	—

長期借入金の返済予定額(1年以内に返済予定のものを除く)

1年超2年以内返済額	95,426 千円
2年超3年以内返済額	98,676 千円
3年超4年以内返済額	98,676 千円
4年超5年以内返済額	98,676 千円

※長期借入金の返済については次のとおり据置期間あり
福祉医療機構からの借入金12億円は令和7年1月まで据置
福祉医療機構からの借入金1億円は令和7年7月まで据置
福岡銀行からの借入金8億円は令和7年2月まで据置
西日本シティ銀行からの借入金4億円は令和7年2月まで据置

長期未払金の支払予定額(1年以内に支払予定のものを除く)

1年超2年以内支払額	6,986 千円
2年超3年以内支払額	2,271 千円
3年超4年以内支払額	95 千円

様式第八号

法人名 社会医療法人社団至誠会

※医療法人整理番号

所在地 福岡市博多区千代2丁目13番19号

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
省略		

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第九の一号

法人名 社会医療法人社団至誠会

※医療法人整理番号

所在地 福岡市博多区千代2丁目13番19号

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本 来 業 務 事 業 費 用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事業費	本部費	計			
材料費	227,144	-	227,144	-	-	227,144
給与費	1,445,563	-	1,445,563	-	-	1,445,563
委託費	100,408	-	100,408	-	-	100,408
経費	456,364	-	456,364	-	-	456,364
その他の事業費用	4,019	-	4,019	-	-	4,019
計	2,233,498	-	2,233,498	-	-	2,233,498

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中科目区分には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

※従来、委託費に含めていた派遣料は、当会計年度から給与費に含めて表示しています。この結果、当会計年度の委託費は前会計年度までと同じ表示とした場合と比べて25,491千円減少し、給与費は同額だけ増加しています。

様式九の二号

法人名 社会医療法人社団至誠会

※医療法人整理番号

所在地 福岡市博多区千代2丁目13番19

事業費用明細表

(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 材料費		
医薬品費	69,617	
診療材料費	45,568	
医療消耗品費	44,486	
寝具費	4,427	164,098
II 給与費		
給料	1,100,356	
賞与	72,086	
賞与引当金繰入額	69,269	
退職給付費用	47,889	
法定福利費	167,382	
養成費	1,568	1,458,550
III 委託費		
検査委託費	5,884	
給食委託費	64,369	
医師委託費	11,480	
その他委託費	24,530	106,263
IV 経費		
減価償却費	97,941	
修繕維持費	17,068	
地代家賃	15,900	
リース料	15,301	
保守料	34,282	
車輛費	2,267	
福利厚生費	3,339	
旅費交通費	1,074	
通信費	3,860	
電力費	24,364	
水道光熱費	18,893	
消耗品費	11,939	
保険料	6,988	
交際費	2,962	
諸会費	2,547	
地域活動費	134	
保育所維持費	337	
租税公課	2,262	
衛生環境費	21,986	
職員被服費	6,890	
顧問料	7,487	
広告宣伝費	1,893	

事務用品費	1,622	
寄附金	1,014	
会議費	27	
貸倒損失	780	
他科受診費	734	
消費税等	3,935	
雑費	15,885	323,711
V 売上原価		
商品（又は製品）期首たな卸高	-	
当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）	-	
商品（又は製品）期末たな卸高	-	-
VI その他の事業費用		
図書費	834	
研究研修費	3,842	4,676
事業費用計		2,057,298

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. I からVIの中科目区分は、省略する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

独立監査人の監査報告書

令和6年6月20日

社会医療法人社団 至誠会
理事会 御中

杉山公認会計士事務所
埼玉県さいたま市

公認会計士

杉山 幹夫

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人社団 至誠会の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの令和5年会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成するこ

とにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：社会医療法人社団 至誠会 木村病院

住所：福岡市博多区千代2丁目13番19号

以下のとおり相違ありません。

施 設 名	社会医療法人社団 至誠会 木村病院
施設の所在地	福岡市博多区千代2丁目13番19号
管轄保健所名	福岡市博多保健所

1 診療科目

科 目	外 科	消化器外科	消化器内科	肝臓・胆のう 膵臓外科	大腸・肛門外科	整形外科
	リハビリテーション科	脳神経外科	緩和ケア内科	救急科	麻酔科	循環器内科
	内 科	ペインクリニック外科	科	科	科	科

2 許可病床数

[illegible]

3 構造設備

(1) 総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）

業務の区分	施 設	設 備 等
☒ 救急医療 ☐ 精神科救急医療 ☐ 災害医療 ☒ 新興感染症発生・まん延時における医療 ☐ へき地医療 ☐ 病院 ☐ へき地診療所 ☐ 周産期医療 ☐ 小児救急医療	☐ 集中治療室 ☐ 集中治療室（一部は陰圧化が可能なもの） ☐ 母体胎児集中治療管理室 ☐ 新生児集中治療管理室 ☒ 診察室 ☒ 手術室 ☒ 処置室 ☒ 発熱患者等専用として使用可能な診察室（プレハブ・簡易テント等を含む。） ☒ 臨床検査施設 ☒ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 保護室 ☒ 面会室 ☒ 診察室（発熱） ☐ 専用病床（ 床） ☒ 優先的に使用される病床 ☐ 陰圧病室（確保病床 床） ※医療措置協定による確保病床（ 床）の半数以上が陰圧病室内にあること。 ☒ 個室病室 ☒ 備蓄倉庫 ☐ ヘリポート（ ☐ 敷地内 ☐ 近接地） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	☒ 病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備 ☒ 感染を判断するための検査機器 ☐ 分娩監視装置 ☐ 新生児用呼吸循環監視装置 ☒ 超音波診断装置 ☐ 新生児用人工換気装置 ☐ 微量輸液装置 ☐ 保育器 ☒ 簡易ベッド ☒ 携帯用医療機器 ☒ 個人防護具 ☒ 感染患者を隔離し動線確保に必要なパーテーション等 ☒ 食料 ☒ 飲料水 ☒ 医薬品 ☒ 自家発電装置 ☒ トリアージタッグ ☒ 救急用自動車 ☒ 広域災害・救急医療情報システム ☒ 新興感染症発生・まん延時の医療の提供において都道府県知事が求める機能に応じて必要となる設備（簡易陰圧装置、HEPA フィルト付空気清浄機）

- 「新興感染症発生・まん延時における医療」については、申請時に有していない施設又は設備がある場合において、医療措置協定を締結した日から3年を超えない範囲で当該協定を締結した病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画（様式任意）がある場合は、これを添付するとともに、以下を記載すること。

「新興感染症発生・まん延時における医療」に係る施設又は設備の整備計画の概要

・施設整備計画

.....（○年○月完成予定）

・設備整備計画

.....（○年○月整備予定）

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数
該当ございません				

(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
該当ございません	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	

※ へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあつては、(1) 総括表の「施設」欄の記載と重複するため、本表

の「施設」欄は記載不要。

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員	9							35		1							45
実人員	12		4	7		7		108		3	16	4	1	34		24	220
内特殊 関係者																	

5 勤務体制

	体制	昼間（15時現在）		夜間（3時現在）		休日（15時現在）	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内	1	2	1	1	1	1
	オンコール						1
内 精神科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 産婦人科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内		1				
	オンコール						
診療放射線技師	病院内		1				1
	オンコール				1		1
臨床検査技師	病院内		1				
	オンコール				1		1
看護師	病院内		29		13		18
	オンコール				2		2
合 計	病院内	1	34	1	14	1	20
	オンコール				4		5
内 救急医療（再掲） （精神科救急医療含む）	病院内	1	34	1	14	1	20
	オンコール				4		5
内 周産期医療（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療（再掲）	病院内						
	オンコール						

6 その他の体制

※「有無」について、有の場合は空欄に「○」を付すこと。

(1) 精神科救急医療の場合のみ

・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無	
・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数	人

(2) 災害医療の場合のみ

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）の有無	
----------------------	--

(3) 新興感染症発生・まん延時における医療の場合のみ

①感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定であって、同項第1号に掲げる事項に係るものについて

次の措置を全て含む協定締結の有無 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に即応病床化し、かつ確保病床数が30床以上であることを内容に含んだ病床確保に係る措置 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始し、かつ1日当たり20人以上の診療を行うことを内容に含んだ発熱外来に係る措置 ・ 医療人材派遣に係る措置	
--	--

②医療法第30条の12の6第1項に規定する協定について

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害支援ナースに係る協定締結の有無	

※都道府県知事と締結した「医療措置協定」及び「医療法第30条の12の6第1項に規定する協定」を添付すること。

「添付書類（構造設備及び体制）」の記載要領

1 各表共通

申請書又は決算届に記載した救急医療等確保事業を行っている病院（診療所）毎に記載すること。

2 「2 許可病床数」

医療法に基づき「患者収容定員」として使用許可を受けている「許可病床」の数を記載すること。

3 「3 構造設備」

(1) 「(1) 総括表」には、該当する業務の区分(複数の基準に該当する場合はその全て)及び所有する施設又は設備等の□にチェックすること。

(2) 「(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要」は、以下のとおり記載すること。

① 「区分」欄には、建物の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等）を記載すること。

② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等）を記載すること。

③ 「耐震基準」欄には、「耐震基準を有する」又は「耐震基準を有しない」を記載すること。

※ 耐震構造を有する場合とは、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法（昭和56年6月1日施行令改正）に基づく耐震基準を満たすものや耐震補強工事等により新耐震基準を満たすものをいう。

④ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。

⑤ 「室数」欄には、その建物の用途別の区分に応じ、その室数を記載すること。

(3) 「(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要」には、医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当するへき地診療所の所在地の都道府県において、当該医療法人が開設するすべての病院について記載すること。

① 「施設」欄には、該当する施設の□にチェックすること（へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあっては、(1) 総括表に記載済みのため記載不要）。

② 「へき地からの入院患者の受入れ体制」欄には、その具体的な体制（例えば、病院開院時間におけるへき地の患者の受け入れ（外来、入院、検査等）の可否、〇〇病院が所有する患者輸送車により搬送できる体制、情報システムにより診療を支援できる体制等）を記載すること。

なお、へき地医療拠点病院へ医師を派遣する病院にあっては、へき地医療拠点病院からへき地診療所へ派遣された医師との連携を図るため、へき地診療所では対応困難な場合等において、当該病院の窓口を経由して対応可能な医師等に相談し、必要な助言・指導を受けられる体制（例えば、「担当窓口：〇〇室、対応方法：へき地診療所からの応援要請（へき地医療拠点病院を経由する場合を含む。）に対して対応可能な医師等に院内PHSで連絡し、適切な助言指導を行う。」など）についても記載すること。

4 「4 職種別従業員数」

(1) 直近に終了した会計年度の末日における人数を記載すること。

(2) 特殊関係者とは、医療法人の設立者、理事、監事、社員若しくは評議員（以下「設立者等」という。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいう。なお、親族等とは、次の者をいう。

① 設立者等の配偶者及び三親等以内の親族

② 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

④ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

5 「5 勤務体制」

- (1) 休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日及び年末年始の日（1 月 1 日を除く 12 月 29 日から 1 月 3 日まで）を指すこと。）の欄には、直近に終了した会計年度の最終の休日における勤務体制を記載すること。
- (2) 昼間、夜間の欄には、直近に終了した会計年度の（1）の休日を除く最終の日における勤務体制を記載すること。
- (3) 専任とは、救急医療（精神科救急医療）、周産期医療又は小児救急医療を担当するために配置された者を指す。

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：社会医療法人社団 至誠会 理事長 木村 寛

住 所：福岡市博多区千代 2 丁目 13 番 19 号

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	社会医療法人社団至誠会 木村病院
病院の所在地	福岡市博多区千代 2 丁目 13 番 19 号
管轄保健所名	福岡市博多保健所

〔時間外等加算割合〕

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	3 2, 6 3 1 件	9 3 4 件	A 3 3, 5 6 5 件
内 時間外加算の算定件数	0 件	0 件	① 0 件
内 休日加算の算定件数	2, 5 2 2 件	2 7 1 件	② 2, 7 9 3 件
内 深夜加算の算定件数	2, 2 3 3 件	1 1 7 件	③ 2, 3 5 0 件
内 時間外加算の特例の算定件数	2, 7 1 4 件	3 6 0 件	④ 3, 0 7 4 件
時間外等加算割合 { (①+②+③+④) / A }			2 4. 5 %

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した 3 会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成 1 8 年厚生労働省告示第 9 2 号）別表 第一区分番号 A000 に掲げるものをいう。）の算定件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等加算件数明細表

時間外等加算件数明細表

(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 3 1 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	1 1 , 6 8 2 件	1 1 9 件	1 1 , 8 0 1 件
内 時間外加算の算定件数	0 件	0 件	0 件
内 休日加算の算定件数	9 0 9 件	9 3 件	1 , 0 0 2 件
内 深夜加算の算定件数	8 3 6 件	3 8 件	8 7 4 件
内 時間外加算の特例の算定件数	9 8 8 件	1 1 2 件	1 , 1 0 0 件

(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 3 1 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	1 0 , 4 9 4 件	4 4 6 件	1 0 , 9 4 0 件
内 時間外加算の算定件数	0 件	0 件	0 件
内 休日加算の算定件数	8 6 0 件	9 6 件	9 5 6 件
内 深夜加算の算定件数	8 0 4 件	4 9 件	8 5 3 件
内 時間外加算の特例の算定件数	9 4 3 件	1 4 3 件	1 , 0 8 6 件

(自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 3 1 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	1 0 , 4 5 5 件	3 6 9 件	1 0 , 8 2 4 件
内 時間外加算の算定件数	0 件	0 件	0 件
内 休日加算の算定件数	7 5 3 件	8 2 件	8 3 5 件
内 深夜加算の算定件数	5 9 3 件	3 0 件	6 2 3 件
内 時間外加算の特例の算定件数	7 8 3 件	1 0 5 件	8 8 8 件

(合 計)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	3 2 , 6 3 1 件	9 3 4 件	3 3 , 5 6 5 件
内 時間外加算の算定件数	0 件	0 件	0 件
内 休日加算の算定件数	2 , 5 2 2 件	2 7 1 件	2 , 7 9 3 件
内 深夜加算の算定件数	2 , 2 3 3 件	1 1 7 件	2 , 3 5 0 件
内 時間外加算の特例の算定件数	2 , 7 1 4 件	3 6 0 件	3 , 0 7 4 件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 1－2（救急医療）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：社会医療法人社団 至誠会 木村病院

住 所：福岡市博多区千代2丁目13番19号

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	社会医療法人社団 至誠会 木村病院
病院の所在地	福岡市博多区千代2丁目13番19号
管轄保健所名	福岡市博多保健所

〔夜間等救急自動車等搬送件数〕

消防機関の救急自動車による搬送件数	① 3,703件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	② 0件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	③ 0件
ヘリコプターによる搬送件数	④ 0件
合 計	3,703件
3会計年度平均	1,234件
直近に終了した3会計年度に含まれる令和2年2月から令和3年3月までの月数 (A)	14月
直近に終了した3会計年度に含まれる令和3年4月から令和4年3月までの月数 (B)	12月
直近に終了した3会計年度中に国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルスの発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて休業した日がない場合の基準値 ・ 救急医療については、 別添1中別表1上欄に掲げる月数（A）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表2上欄に掲げる月数（B）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を750から控除した数 ・ 災害医療については、 別添1中別表3上欄に掲げる月数（A）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数と別表4上欄に掲げる月数（B）の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる数とを合計した数を600から控除した数	⑤ 724件
直近に終了した3会計年度における国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日数（※）	⑥ 0 日

直近に終了した３会計年度中に国又は地方公共団体からの要請を受けて休業した日がある場合の基準値（⑤－⑥×２÷３）	０件
---	----

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した３会計年度における夜間（午後６時から翌日の午前８時までとし、休日を除く。）及び休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）第３条に規定する休日及び年末年始の日（１月１日を除く１２月２９日から１月３日まで）及び土曜日又はその振替日）の救急搬送件数を記載すること。

※国又は地方公共団体からの要請により休業した日数

期間	日数
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
年 月 日～ 年 月 日	日
通算日数	⑥ 日

添付資料

- 夜間等救急自動車等搬送件数明細表
- 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等の写し（患者の氏名及び住所に係る記載の部分については、消去等の処理をすること。））

夜間等救急自動車等搬送件数明細表

(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	1,348件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0件
ヘリコプターによる搬送件数	0件
合計	1,348件

(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	1,419件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0件
ヘリコプターによる搬送件数	0件
合計	1,419件

(自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日)

消防機関の救急自動車による搬送件数	936件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0件
ヘリコプターによる搬送件数	0件
合計	936件

(合 計)

消防機関の救急自動車による搬送件数	3,703件
医療施設が保有する救急用自動車による搬送件数	0件
民間会社が保有する救急用自動車による搬送件数	0件
ヘリコプターによる搬送件数	0件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

役員処遇規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は社会医療法人社団 至誠会の理事及び監事（以下役員という）の報酬その他の事項を定める。

(役員の種類と適用範囲)

第2条 役員とは社員総会で選任された理事及び監事をいう。

第2章 役員報酬

(役員報酬の決定基準)

第3条 役員の報酬は世間水準及び経営内容、従業員給与等とのバランスを考慮して、次の方法により決定する。

- 2 理事長及び常務理事のみ支給するものとし、報酬額は理事会協議のもとに決定し、社員総会の承認を得て支給する。
- 3 その他役員の報酬は支給しないものとする。

使用人兼務役員については、病院職員としての報酬は就業規則第5章の給与規程により支給するが、役員としての報酬は支給しないものとする。

(役員報酬の支払と控除)

第4条 役員報酬は暦月計算とし、従業員給与の支給日に支給する。

- 2 税金、社会保険料、前払金、貸付金、立替金等は毎月の報酬から控除する。

第5条 従業員給与の改定に伴って、役員報酬との間に著しい不均衡が発生する場合には、役員報酬の改定を行うことがある。

- 2 改定の時期は原則として6月とする。

(減額の措置)

第6条 役員の報酬については、必要に応じて業績その他の理由により据置き、あるいは減額の措置をとることがある。

(役員報酬額)

第7条 理事長及び常務理事の各人の報酬額は年収3,600万円の限度内において支給する。

第3章 役員賞与

(役員賞与の決定基準)

第8条 理事長及び常務理事の賞与は支給しないものとする。

(その他役員の賞与)

第9条 その他役員の賞与は支給しないものとする。

使用人兼務役員の賞与は、その使用人分の賞与を従業員に対する賞与の支給時期に支給し、役員賞与としては支給しない。

第4章 役員退職慰労金

(退職慰労金の決定基準)

第10条 役員の退職慰労金は役員が退任する場合に、その在任期間中の功労に報いるために、理事長（理事長経験者を含む。以下同じ。）及び常務理事については理事会協議のもと役員退職慰労金規程により算定のうえ社員総会の承認を得て支給する。

2 その他役員の退職慰労金は支給しないものとし、使用人兼務役員の退職慰労金は、その使用人分の退職金を退職時に、職員の退職金規程により支給し、役員分としては支給しない。

3 前項の計算により10万円未満の端数が生じた場合は10万円に切り上げる。

(支給停止及び減額)

第11条 理事長の退任理由が当法人に損害を与え、または不当なる行為によるときは、理事会の協議により、退職慰労金の全部または一部を支給しないことがある。

(役員退職保険契約)

第12条 本章退職慰労金制度について、当法人を受取人とする役員保険契約を保険会社と締結することがある。

この規程は平成24年6月1日より実施する。

保有する資産の明細表

(書類付表3)

1 総括表

区 分	業務の用に 共する財産	保有財産	減価償却引 当特定預金	特定事業 準備資金	その他の財産
流動資産	400,086,687				534,046,367
現金及び預金					534,046,367
事業未収金	385,229,824				
たな卸資産	10,421,179				
立替金	1,176,410				
未収入金	2,209,366				
前払費用	2,129,908				
短期貸付金	1,000,000				
仮払金	220,000				
貸倒引当金	△ 2,300,000				
固定資産	3,624,777,140				120,564,715
有形固定資産	3,601,475,606				
建物	2,411,320,664				
構築物	24,901,742				
医療用器械備品	64,530,788				
その他の器械備品	90,675,025				
車両及び船舶	1,243,621				
土地	1,008,803,766				
無形固定資産	12,578,254				
ソフトウェア	11,299,886				
その他の無形固定資産	1,278,368				
その他の資産	10,723,280				120,564,715
長期前払費用					15,458,761
有価証券					9,501,306
敷金	3,000,000				
長期貸付金	6,410,000				
保険積立金					95,604,648
その他の固定資産	1,313,280				
資産合計	① 4,024,863,827	②	③	④	654,611,082

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

2 業務の用に供する財産の明細

施設名(事業名) 区分	合計	木村病院		
流動資産	400,086,687	400,086,687		
事業未収金	385,229,824	385,229,824		
たな卸資産	10,421,179	10,421,179		
立替金	1,176,410	1,176,410		
未収入金	2,209,366	2,209,366		
前払費用	2,129,908	2,129,908		
短期貸付金	1,000,000	1,000,000		
仮払金	220,000	220,000		
貸倒引当金	△ 2,300,000	△ 2,300,000		
固定資産	3,624,777,140	3,624,777,140		
有形固定資産	3,601,475,606	3,601,475,606		
建物	2,411,320,664	2,411,320,664		
構築物	24,901,742	24,901,742		
医療用器械備品	64,530,788	64,530,788		
その他の器械備品	90,675,025	90,675,025		
車両及び船舶	1,243,621	1,243,621		
土地	1,008,803,766	1,008,803,766		
無形固定資産	12,578,254	12,578,254		
ソフトウェア	11,299,886	11,299,886		
その他の無形固定資産	1,278,368	1,278,368		
その他の資産	10,723,280	10,723,280		
敷金	3,000,000	3,000,000		
長期貸付金	6,410,000	6,410,000		
その他の固定資産	1,313,280	1,313,280		
資産合計	⑤ 4,024,863,827	4,024,863,827		

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設ごとに記載(同一施設内において複数の事業を行っている場合にあっては、主たる事業について施設名、その他については事業名を記載)すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

6 土地の明細

住 所	総面積	内 借地面積	内 自地の面積	用途の区分
福岡市博多区千代2-430-1他	3,241.45㎡	995.21㎡	2,246.24㎡	病院敷地
博多区千代2丁目553～556	264.69㎡		264.69㎡	有料駐車場 職員用駐輪場
博多区千代2丁目423	155.76㎡		155.76㎡	職員用保育所・倉庫

7 建物の明細

区 分	構造の概要	総面積	自家・借家	用途の区分	用途別の面積
既存棟 (2, 3期棟)	2期棟 鉄骨鉄筋コンクリート 5階建 (耐震・一部耐震なし) 3期棟 鉄骨鉄筋コンクリート 8階建 (耐震・一部耐震なし)	4,925.97 ㎡	自家	職員更衣室・休憩室	168.41㎡
				図書室	28.05㎡
				清掃員控室	15.64㎡
				ボイラー室	39.5㎡
				臨床検査室・負荷心電図室等	144.08㎡
				放射線科	243.44㎡
				エコー室・心電図室	24.76㎡
				医局、事務室、薬剤室他	695.17㎡
				3階病室他	444.84㎡
				4階病室他	430.42㎡
				5階リハビリ室他	567.96㎡
				会議室・カンファレンス室他	174.31㎡
				マニホールド	11.7㎡
				共用廊下・EV・階段・機械室等	1,937.69 ㎡
				合 計	4,925.97 ㎡
増築棟 (新棟)	鉄骨鉄筋コンクリート 6階建 (耐震・一部耐震なし)	4,160.05 ㎡	自家	外来診察室・処置室	89.85 ㎡
				救急処置・点滴室	203.02 ㎡
				待合ホール・事務室他	422.73 ㎡
				2階病室他	483.92 ㎡
				3階病室他	471.65 ㎡
				4階病室他	469.37 ㎡
				厨房	217.65 ㎡
				手術室・中材	428.71 ㎡
				サーバー室・ME室	33.46 ㎡
				共用廊下・EV・階段・機械室等	1,339.69 ㎡
				合 計	4,160.05 ㎡
職員用保育所・ 倉庫	木造合金メッキ 鋼板葺2階建	177.46 ㎡	自家	職員用保育所	92.04 ㎡
				倉庫	85.42 ㎡
				合 計	177.46 ㎡

8 医療用器械備品の明細

品 名	規 格	数 量	単 価	自用・借用	用途の区分
全身用X線CT装置管球	-	1	6,114,112	自用	放射線科
ステラッド滅菌器	-	1	5,775,000	自用	オペ室
手術室 手術台(整形・一般式)一式	-	1	5,238,042	自用	オペ室
手術室シーリングペンダント	-	1	3,643,623	自用	オペ室
X線骨密度測定検査一式	-	1	2,736,373	自用	検査科
セントラルモニター	-	1	2,447,967	自用	中央材料室
上部消化管汎用ビデオスコープ	-	1	2,310,660	自用	内視鏡センター
手術用照明器(主・副)一式	-	1	2,300,672	自用	オペ室1
手術用照明器(主・副)一式	-	1	2,300,672	自用	オペ室2
セントラルモニター	-	1	1,788,188	自用	中央材料室
手術準備ホール手術用手洗い一式	-	1	1,776,333	自用	中央材料室
ベットサイドモニターDS-8005N	-	1	1,565,423	自用	オペ室
手術室 麻酔器・呼吸器一式	-	1	1,537,971	自用	手術室
ベットパンウオッシャー	-	1	1,508,813	自用	2、3、4階病棟
減圧沸騰式洗浄器	-	1	1,436,407	自用	中央材料室
システム乾燥器	-	1	1,287,852	自用	中央材料室
パスボックス(3段、3列)一式	-	1	1,216,682	自用	中央材料室
高周波装置VIO200Sエンドカットモデル	-	1	1,187,112	自用	内視鏡センター
除細動器TEC-5631	-	1	1,076,192	自用	オペ室
その他別紙添付					